

災害発生時の活動等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本PTA全国協議会（以下、この法人という。）の全国的なネットワークの力を活かし、災害発生時における役割・情報共有・支援体制を規定し、効果的な相互協力体制の構築を図るとともに、教育と福祉に関する支援を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生ずる被害をいう。
- (2) ブロックPTA協議会 定款施行細則第6章に規定するブロックPTA協議会をいう。
- (3) 三役会 定款第44条に規定する会長、副会長、専務理事、常務理事を持って構成する会をいう。
- (4) 地方協議会 定款第5条に規定する正会員である地方協議会をいう。

(ガイドライン及びマニュアルの整備)

第3条 この規程の趣旨に基づき、災害発生時の具体的な活動等に関して、ガイドライン及びマニュアルを別に定める。

第2章 情報共有体制

(地方協議会における情報収集)

第4条 各地方協議会は、日頃より、各地方協議会が管轄する地域で発生した災害について、発生状況等について情報の収集に努める。

(ブロックPTA協議会における情報共有体制及びこの法人への報告)

第5条 ブロックPTA協議会は、災害において、各ブロックPTA協議会内での情報共有が必要な場合、災害発生状況・被災地に関する情報を正確に整理し、ブロック内での情報共有を図る。

2 ブロックPTA協議会会長は、整理された情報をこの法人に報告する。

(この法人における情報共有体制)

第6条 この法人は、ブロックPTA協議会より受けた報告について、全国での情報共有を図る。

2 この法人は、効果的な相互協力体制を図るための情報の共有体制の構築に努めるとともに、それらが災害時に有効に機能するよう、日頃よりその仕組みを整えておく。

第3章 平常時の取組み

(人材育成等)

第7条 この法人は、災害時支援活動が円滑に実施されるよう、以下の事項を行う。

- (1) 災害支援に関する情報の収集と提供
- (2) 災害支援に関するマニュアル等の整備と普及

- (3) 災害支援業務の円滑な遂行に資するための各種提案や広報に関する活動
- (4) 災害支援者の育成のための研修会等の開催

(災害訓練)

第8条 原則として、次の事項について年に1回以上訓練を行う。

- (1) 災害支援対策本部等の設置
- (2) 地方協議会の被災状況の把握
- (3) 支援計画の策定

第4章 災害支援対策本部

(災害支援対策ブロック本部の設置及び運営)

第9条 地方協議会の範囲を超えて支援が必要な場合、ブロックPTA協議会会長は、災害発生地域の地方協議会の会長の求めに応じて災害発生から概ね3週間以内に災害支援対策ブロック本部（以下、ブロック本部という。）を設置することができる。

- 2 ブロック本部にブロック本部長を置き、ブロックPTA協議会会長をもって充てる。ブロックPTA協議会会長に事故があるときは副会長がその職務を代理し、代理する順序はあらかじめブロックPTA協議会会長が指名した順序とする。
- 3 ブロック本部の構成員はブロック本部長が指名する。
- 4 ブロック本部は、次の各号の活動を行う。
 - (1) 災害発生地域の地方協議会にかかる被災状況の情報収集
 - (2) 被災状況の情報を整理し、当該情報のこの法人への報告
 - (3) 支援計画の策定・実行
 - (4) ブロック内の各地方協議会への情報提供
 - (5) この法人に対する災害支援対策本部の設置依頼の決定
- 5 災害対応が一段落し、通常体制に移行しても問題がないと判断される場合、ブロック本部長はブロック本部を解散する。
- 6 ブロック本部長は、ブロック本部を設置又は解散した場合、ブロック内の各地方協議会にその旨を通知する。

(災害支援対策本部の設置及び運営)

第10条 ブロック本部の範囲を超えて支援が必要な場合、この法人の会長は、当該ブロック協議会会長の求めに応じて災害発生から概ね6週間以内に災害支援対策本部（以下、本部という。）を設置することができる。

- 2 本部に本部長を置き、この法人の会長をもって充てる。会長に事故があるときは副会長がその職務を代理し、代理する順序はあらかじめ会長が指名した順序とする。
- 3 本部の構成員は本部長が指名する。
- 4 本部は、次の各号の活動を行う。
 - (1) 支援計画の策定・実行
 - (2) 支援計画の実行状況に係る三役会及び理事会への報告
 - (3) 各地方協議会への情報提供
- 5 災害対応が一段落し、通常体制に移行しても問題がないと判断される場合、本部長は本部を解散する。

6 本部長は、本部を設置又は解散した場合、正会員にその旨を通知する。

第5章 支援

(地方協議会における支援)

第11条 災害発生地域の地方協議会は、当該災害について、発生の状況、被災地に関する情報を正確に収集整理するよう努める。

2 災害発生地域の地方協議会は、必要に応じて支援計画を策定・実行する。

(ブロックPTA協議会における支援)

第12条 ブロックPTA協議会は、災害発生地域の地方協議会が提示した支援計画に応じ、又はブロック本部の支援計画に基づく支援活動について、次の各号の支援を行う。

- (1) ブロックPTA協議会による災害支援ボランティアの募集・派遣、他団体との協働による災害支援ボランティアの募集・派遣などの人的支援
- (2) 支援物資の提供などの物的支援
- (3) 支援金・義援金の募集による当該地方協議会への資金提供、被災児童生徒の教育環境に対する経済的支援
- (4) 長期的な心のケア
- (5) その他必要な支援

(この法人における支援)

第13条 この法人は、会費規程第4条に基づき、災害発生地域の地方協議会から申出があれば、当該年度の会費の減免申請を受け付け、総会に諮る。

2 この法人は、被災地方協議会又はブロック本部が提示した支援計画に応じ、又は本部の支援計画に基づく支援活動について、次の各号の支援を行う。

- (1) この法人による災害支援ボランティアの募集・派遣、他団体との協働による災害支援ボランティアの募集・派遣などの人的支援
- (2) 支援物資の提供などの物的支援
- (3) 支援金・義援金の募集による自主助成、公益信託を設定する支援による経済的支援
- (4) 長期的な心のケア
- (5) その他必要な支援

第6章 積立金

(積立金)

第14条 この法人は、別に定めるところにより教育支援又は助成のための積立をすることができる。

2 前項の積立金は、理事会の決議により、第13条の支援を行うために全部又は一部を取り崩すことができる。

第7章 雑則

(規程の変更)

第15条 この規程は、理事会の決議によって変更できる。

附 則

この規程は、令和5年3月6日から施行する。